(五)　計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、森林法の改正による森林施業計画から森林経営計画への変更に伴う所要の措置を講ずることとした。（第四〇条の九関係）

(六)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置について、適用対象となるマンション建替事業の要件の細目を定めることとした。（第四二条の三関係）

5　消費課税

地球温暖化対策のための課税の特例について、特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減の適用を受けるための手続等を定めることとした。（第四八条の六～第四八条の八関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇六号）（財務省）

1　国外財産の所在、価額の評価方法等を定めることとした。（第一〇条関係）

2　過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲、当該特例の対象から除外する部分の税額の計算方法等を定めることとした。（第一一条関係）

3　死亡した者に係る修正申告等の場合の過少申告加算税又は無申告加算税の特例が適用される場合における国外財産調書、当該特例の適用がある場合における重加算税の額の計算の基礎となるべき税額の計算方法等を定めることとした。（第一二条関係）

4　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇七号）（財務省）

1　避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、税額控除制度の適用を受ける場合における特定同族会社の留保金課税制度の留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額の計算等の細目を定めることとした。（第一二条の二の二、第一七条の二の二及び第二二条の二の二関係）

2　避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、避難対象雇用者等の範囲等の細目を定めることとした。（第一二条の三の二、第一七条の三の二及び第二二条の三の二関係）

3　被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例について、本特例の適用を受ける場合の利益積立金額の計算等の細目を定めることとした。（第一七条及び第二二条関係）

4　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その対象となる住宅用の家屋のうち非課税限度額が一、五〇〇万円とされるものの範囲を定めることとした。（第二九条の二関係）

5　信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税について、その対象となる建築物の範囲等の細目を定めることとした。（第三一条の五関係）

6　株式会社商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例について、その対象となる業務の範囲を定めることとした。（第三二条の四関係）

7　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一〇八号）（財務省）

1　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する者が、同法の土地の買取りの協議に基づき、当該土地の買取りの協議を行う地方公共団体等に当該土地の譲渡をしたときは、当該譲渡を収用交換等による譲渡に該当するものとみなして、収用交換等の場合の譲渡所得の五、〇〇〇万円特別控除を適用する措置を講ずることとした。（第三四条の三、第六三条の三及び第六三条の四関係）

2　次に掲げる特例措置の適用期限を五年延長することとした。

(一)　沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置（第七二条関係）

(二)　酒販組合に関する経過措置（第一一〇条関係）

3　次に掲げる特例措置の適用期限を三年延長することとした。

(一)　揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第七四条関係）

(二)　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第七四条の二関係）

4　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

(一)　所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰（かくたん）吸引等に係る費用の自己負担分を追加することとした。（第七条の一四及び第四八条の七関係）

(二)　給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を光ディスク等により市区町村に提出する場合における市区町村長の承認についてを定めることとした。（第四八条の九の八関係）

2　事業税

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講ずることとした。（第二二条関係）

3　不動産取得税

(一)　老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした。（第三六条の一〇関係）

(二)　新関西国際空港株式会社等が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めることとした。（第三七条の五の二関係）

(三)　生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を一〇年以上（貸付け時において六五歳未満である場合には、二〇年以上）受けている者が、農業経営強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行い徴収猶予の継続が認められている場合に、都道府県知事に提出する届出書に関する細目等を追加することとした。（附則第一〇条関係）

(四)　特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成二一年一二月一日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる法人の細目を定めることとした。（附則第二三条関係）

(五)　居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めることとした。（附則第三一条関係）

(六)　居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めることとした。（附則第三一条関係）

(七)　居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる所有者の細目を定めることとした。（附則第三一条関係）

(八)　東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その対象となる鉄道施設等の細目を定めることとした。（附則第三一条の二関係）

4　自動車取得税

対象区域内用途廃止等自動車に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした。（附則第三二条関係）